

26. 港湾観光交流支援基盤施設

(港湾機能高度化施設整備費補助)

- 観光立国推進基本法(H19.1)、観光圏整備法(H20.7)を受け、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するため、観光圏の魅力向上と、観光客の移動の快適化について、ソフト・ハード両面から総合的に推進する必要がある。
- 旅客船ターミナルの多くは、ターミナルビルが無い、あるいは狭隘である等、旅客の利便性・快適性に関する課題を抱えている。
- このため、観光圏整備法に基づく観光圏への玄関口となる旅客船ターミナルを対象として、快適で利便性の高いターミナルビルの整備を支援。



旅客船ターミナルの課題（例）



ボーディングブリッジが無い



ターミナルビルが狭隘

観光圏への玄関口となる旅客船ターミナルについて、快適なターミナルビルの整備を促進

○問い合わせ・申請先 近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課
電話078-391-8361 FAX078-325-8288